

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年3月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500285号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500116号

第1 結論

請求者のA社(現在はB社)における平成17年7月8日の標準賞与額を42万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月8日

平成17年7月8日に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録が漏れている。当時の賞与支給記録が私の預金通帳に記載されており、厚生年金保険料が控除されているはずなので、調査の上、年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し及び請求者名義の銀行口座の預金取引明細照会(流動性)によると、請求期間に賞与の振込が確認できる上、A社の元従業員が所持していた賞与支給明細書及び同社の後継事業所であるB社が提出した元従業員の賃金台帳によると、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることから、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、賞与振込額、前述の元従業員の賞与支給明細書及び賃金台帳の社会保険料率等を基に算出した賞与支給額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、42万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成17年7月8日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。